

第5号議案

令和7年度東大和市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東大和市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	74,800 人
(2) 年間総汚水量	11,880,750 立方メートル
(3) 一日平均汚水量	32,550 立方メートル
(4) 主な建設改良事業	
ア 下水道管路整備事業	
(ア) 公共下水道雨水整備事業	817,450 千円
(イ) 都市計画道路3・2・4号線整備事業	380,000 千円
イ 下水道管路改良事業	
(ア) 公共下水道ストックマネジメント事業	100,000 千円
(イ) 下水道マンホールポンプ改築事業	5,200 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	1,642,372 千円
第1項 営業収益	1,328,571 千円
第2項 営業外収益	313,801 千円

支出

第1款 下水道事業費用	1,593,810 千円
第1項 営業費用	1,511,538 千円
第2項 営業外費用	80,772 千円
第4項 予備費	1,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 512,406 千円は、当年度分損益勘定留保資金 512,406 千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	1,993,951 千円
第1項 企業債	1,632,900 千円
第4項 他会計補助金	136,217 千円
第5項 国庫補助金	137,500 千円
第6項 都補助金	83,800 千円
第7項 受益者負担金	1,833 千円
第11項 その他資本的収入	1,701 千円

支出

第1款 資本的支出	2,506,357 千円
第1項 建設改良費	1,900,443 千円
第3項 企業債償還金	602,912 千円
第5項 積立金	2 千円
第6項 その他資本的支出	1,500 千円
第7項 予備費	1,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借	令和8年度から 令和9年度まで	千円 3,340
公共下水道雨水整備事業幹線接続工事等業務委託	令 和 8 年 度	9,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道建設事業	千円 1,110,900		5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直しを 行った後に おいては、当 該見直しの利 率)	借入れのときから 据置期間を含め、40 年以内に償還する。 ただし、財政その他の 都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、若しくは繰上償 還又は低利債に借換 えすることができる。 なお、その他につい ては、借入先の定める 融通条件に従う。
流域下水道事業	453,400	証書借入 又は 証券発行		
資本費平準化	68,600			
計	1,632,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 83,185千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、125,218千円である。

令和7年2月20日

提出者

東大和市長 和地 仁美